平成２５年（フ）第６２１号
東京都港区海岸３丁目21―９―501
破産者　米山　裕治
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４５号
埼玉県大里郡寄居町大字富田176
破産者　飯野　　忠
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４８号
東京都中央区日本橋室町１丁目８―４寿し貞
破産者　清水　隆裕
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８７号
東京都足立区千住仲町20―９　八木方
破産者　横山　幸代
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９３号
東京都町田市能ヶ谷６丁目40―２
破産者　小林江利子
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６５号
千葉県習志野市谷津３丁目１―31―1012
破産者　鰺坂久美代
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８２号
東京都足立区保木間３丁目37―13―106
破産者　石井　裕子
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９号
福島県田村市船引町石森字郷戸71番地１
破産者　渡邉　成彦
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５５３９号
東京都豊島区西池袋３―22―10―304
破産者　有限会社ＲＥＺＩＳＴＡ
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５４０号
東京都新宿区若松町25番22―406号
破産者　上條　亮太
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７１号
富山市西公文名町12番７号
破産者　株式会社ＹＫホーミングセンター
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８３号
富山市中野新町１丁目２番７号
破産者　有限会社岩倉商会
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９８号
宮城県仙台市太白区袋原６丁目13―80、開始決定時の住所宮城県仙台市泉区南中山４―21―14、住民票上の住所滋賀県守山市水保町1322番地５
破産者　山浦　克己
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０９号
滋賀県東近江市上羽田町567番地
破産者　有限会社戸田工業
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１号
島根県江津市渡津町978番地９
破産者　株式会社舟木鐵工センター
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２２号
島根県江津市渡津町320番地１
破産者　舟木　正樹
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第７２号
島根県江津市二宮町神主ハ184番地11
破産者　永岡　絹江
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２７４号
群馬県前橋市表町１―９―２―302　リエス前橋表町
破産者　仲田　洋一
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２３号
千葉県佐倉市上志津1068番地38、開始決定時の住所千葉県八千代市八千代台北14丁目10番２号
破産者　小川　　正
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３０号
千葉県四街道市千代田５丁目53番４号
破産者　株式会社アートツアーインターナショナル
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３１号
静岡県藤枝市瀬古２丁目10番21号　ハイツリラＶ102号、開始決定時の住所千葉市稲毛区千草台１丁目１番22棟508号
破産者　村松　　厚
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７１号
千葉市花見川区三角町58番地の５
破産者　有限会社ウォーターテック
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係